平成２３年（フ）第４７号
神戸市北区有野町唐櫃2916番地の６
債務者　梶原　節子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５号
神戸市垂水区南多聞台４丁目13番２―403号
債務者　小坂美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の116
松岡荘７号
債務者　スナック幸こと　茨木　政雪
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ10棟506号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃1621番地の11　サンロイヤル北六甲803
債務者　山中　　章
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００９号
兵庫県尼崎市食満５丁目５番１―304号
債務者　芝　　義弘
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２２号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目２番13号
債務者　山内　智美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１４５号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目８番６号ピアコート東難波102号
債務者　平野　雅秋
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県尼崎市南初島町10―14リバーハイツ307号室、住民票上の住所大阪市淀川区木川東４丁目７番23―113号
債務者　江南　誠二
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目21番地の21園田岡崎ハイツ313号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目18番18号ファミールハイツ102号
債務者　新城みどり
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番２―502号
債務者　門利　康彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目２番30号　鳥飼文化202号
債務者　北岡サチ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市道意町５丁目36番地
債務者　岡元　延子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２１号
広島市東区矢賀４丁目12番21―１号
債務者　馬越　孝治
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６０号
広島市安芸区中野４丁目20番12号　若野貸家１
債務者　芦辺　健一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５３号
広島市東区中山中町21番14号
債務者　黒田　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１６号
広島県東広島市西条土与丸４丁目１番37号湯川ビル202号
債務者　白尾　義信
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４０号
広島市佐伯区楽々園４丁目１番３―101号
債務者　北崎　健一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部